

# 学校保健

編集発行  
 日本学校保健会  
 岩原 拓  
 東京都港区西久保  
 明舟町10番地  
 電話(50) 3785  
 9974  
 振替口座東京 98761  
 印刷所 伊東進歩堂  
 東京都文京区東青柳町30

財団法人 日本学校保健会 会報  
 昭和33年7月1日発行(隔月1回1日発行)

頒価1部15円(送料とも)

教育の目的は、個人及び社会の健全な発展を促進し、国民の健康増進に寄与することである。この目的を達成するためには、学校保健の充実が不可欠である。本誌は、学校保健の現状と課題を明らかにし、関係者の協力を呼びかけることを目的とする。



時評  
 学校保健主事への期待

学校保健法の施行に伴い、学校教育法施行規則を改正して、学校保健主事がおかれるようになった。昭和二十四年以来の要望がいられたと考えることもできる。しかし、これまでは法規によつて設置されていたのではないから、保健主事の活動と実績には著しい学校差がみられた。今後はこの学校差がなくなるだろう。

学校保健法の施行による新しい出発点において、特に学校保健主事の組織的な活動に関係者一同は大きな期待をもっているのである。この活動によつて、最も大きな利益を得るのは児童生徒と教育そのものである。健康が学習能力を向上し、教育の効果を大ならしめるものであることを学校保健主事の活動によつて示してもらいたいものである。

第二十六号目次

- ◇時評：学校保健主事への期待……………頁
- ◇適格な運営と周知方を要望  
(学校保健法施行に関する次官通達)……………二
- ◇実施基準も通達(文部省体育局長から)……………四
- ◇食中毒など予防を要望(文部省体育局長から注意を通達)……………六
- ◇奥村副会長、岩原理事長晴れの受賞……………六
- ◇学校安全と重大災害の実例……………六
- ◇学校保健用品推せん公告……………七
- ◇地方だより……………八

お知らせ

学校保健法の解説が立案担当者の総力を結集して出版されました。学校保健関係者にとつて最大の実務参考書であります。至急申込んで下さい。(本誌第五頁参照)



# 適格な運営と周知方を要望

## 学校保健法施行に関する次官通達

学校保健法は、一部の規定を除いて去る六月一日から施行されたが、文部省では、法の適正な運営を期し、六月十六日付の次官通達で、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事に対し次のような事項を示すとともに各市町村当局並に各私立学校に対しても主旨の周知徹底を計るよう要望した。

文体保第五四号（昭和三十三年六月十六日）

各国・公・私立大学長  
各都道府県教育委員会  
各都道府県知事  
文部事務次官 稲田 清助 殿

学校保健法および同法施行令等の施行について（通達）

学校保健法（昭和三十三年法律第五六号。以下「法」という。）は本年四月一〇日に公布され一部の規定を除いて去る六月一日から施行されました。

また学校保健法施行令（昭和三十三年政令第一七四号。以下「令」という。）は去る六月一〇日に公布、学校保健法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号。以下「規則」という。）も六月一三日に公布され、それぞれ一部の規定を除いて公布の日から施行されました。

従来学校における保健管理制度全般にわたる統一の立法はなかつたのでありますが、法は制度の全般にわたり必要な基本的な事項を総合的に規定いたしましたものであり、今後学校における保健管理に關しては、法、令、および規則に基いて実施される

こととなるものであります。ついては、下記事項に御留意の上法の適格な運営を図るようお願いいたします。

なお、都道府県の教育委員会においては管下各市町村当局に対して、都道府県知事においては所管の各私立学校に対してこの旨を周知徹底されるようお願いいたします。

### 記

#### 一、法制定の趣旨

法は、児童、生徒、学生および幼児ならびに職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資するため、健康診断、健康相談、伝染病の予防その他学校における保健管理に關し必要な事項を定めたものであること（法第一条）。

なお、法において「学校」とは学校教育法（昭和二十二年法律第二六号）第一条に規定する学校をいうものであること。

#### 二、学校保健計画

学校においては、児童、生徒、学生または幼児ならびに職員の健康診断その他その保健に關する事項について、法、令および規則の規定に従いながらその地域その学

校の実情に應じた具体的な実施計画を立て、これを実施しなければならないものであること（法第二条）。

#### 三、学校環境衛生

学校においては、換気、採光、照明および保温を適切に行い、清潔を保つ等日常学校内の環境衛生の維持に努め、必要に応じてその改善を図らなければならないものであること（法第三条）。

#### 四、就学時の健康診断

市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三四〇号）第二条の規定により学齡簿が作成された後同令第五条第一項の規定により入学期日の通知が行われるまでの間に、当該市町村の区域内に住所を有する就学予定者について就学時の健康診断を行い、その結果に基づき、入学までに必要な治療の勧告をし、保健上必要な助言を行い、および就学義務の猶予もしくは免除または盲学校、聾学校もしくは養護学校への就学に關し指導を行うなど適切な事後措置をとらなければならないものであること（法第四条および第五条令第一条から第四条まで、規則第一条および第二条）。

#### 五、児童、生徒、学生および幼児の健康診断

児童、生徒、学生および幼児の健康診断は、従前の学校身体検査に代るものであるが、従来の身体検査がやや形式に流れていたもので、学校においては、毎学年、定期に健康診断を行わなければならないことおよび必要があるときは臨

時に健康診断を行うものとし、検査の項目、健康診断の方法および技術的基準などを規則において整備することとし、また、学校においては、これらの健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、または治療を指示し、ならびに運動および作業を軽減するなど適切な事後措置をとらなければならないこととし、この事後措置についても規則においてその基準を整備したものであること（法第六条および第七条、規則第三条から第八条まで）。

#### 六、職員の健康診断

学校の職員の健康診断は、学校の設置者が行わなければならないこととし、また市町村立の義務教育諸学校の校長および教員の結核に關する定期の健康診断については、特に都道府県の教育委員会において統一に行わなければならないこととし、これらの健康診断の検査の項目、健康診断の方法および技術的基準ならびに健康診断の結果に基づく事後措置の基準などを規則において整備したものであること（法第八条および第九条、規則第九条から第一八条まで）。

なお、法において「職員」とは学校の校長、教員、事務職員、技術職員、助手およびその他の学校に置かれる職員をいうものであること。

また、法第八条第一項および第三項ならびに第九条第一項において「学校の設置者」とは、学校教育法第二条第一項および第一〇二条第一項の規定による学校の設置主体をいうが、具体的な事務の処

よい子の健康を守る

シオノギの

お子様用綜合ヒタミン

ポポン末液



SHIONOGI

25g 260円・100g 800円・15cc 300円

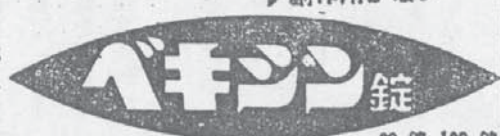
一番新しい…効果の優れた

虫下し

- ▶ 鼠がよく下りる
- ▶ 絶食が要らない
- ▶ 下剤も要らない
- ▶ 副作用がない

蟻・蜂が

同時に下りる



20錠 100錠



理については、それぞれの管理機関が行うものである。したがって法において学校の設置者が行うというときは、国立学校にあつては文部大臣、公立大学にあつては当該地方公共団体の長、大学以外の公立学校にあつては当該地方公共団体の教育委員会、私立学校にあつては当該学校法人の理事長（私立の盲学校、聾学校、養護学校または幼稚園で学校法人によつて設置されないものにあつては、当該学校の設置者たる財団法人の理事長または私人など）であること。このことは、法第一三条、第二〇条および第二一条において学校の設置者という場合も同様であること。

七、健康相談

学校においては、児童、生徒、学生または幼児の健康に関し、健康相談を行うものとされたこと。健康相談は、健康診断とちがつて健康に異常があると思われる者等の個々の者について行われるものであること（法第一一条）。

八、伝染病の予防

法は、伝染病予防法（明治三〇年法律第三六号）その他伝染病の予防に関して規定する一般公衆衛生法規に規定のない事項について学校における伝染病の予防に關し必要な事項を定めたものであり、伝染病による出席停止のこと、臨時休業のことおよび省令への委任のことを規定しているものであること。

伝染病による児童、生徒、学生または幼児の出席の停止については急務を要するので校長が行うこ

ととし、伝染病予防上必要があるときの学校の臨時休業については単に個々の学校の臨時休業だけでは効果を期待できないことが多いことおよび学校の全部または一部の授業を休止することもあるの、学校の設置者が行うこととし、第一四条まで、令第五〇条および第六〇条、規則第一九条から第二二条まで）。

九、学校保健技師

都道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技師を置くものとしたこと。すなわち、学校における保健管理の問題は、専門的事項について学識経験がある者が必要であるので、少くとも都道府県の教育委員会の事務局にこの種の専門職を置くものとしたものであること（法第一五条）。

十、薬剤師

学校保健技師は、医師、歯科医師または薬剤師の資格を有する者であることが適当であり、一人を置く場合は、医師の資格を有する者であることが望ましいこと。

十一、地方公共団体の援助および国の補助

学校医、学校歯科医および学校薬剤師（以下「学校医等」という。）は従前省令（学校教育法施行規則第一二条の二）で規定されていたが、これらの学校医等の設置は法律で規定するのが適当であるので、法においてそれらの設置のことを規定し、また学校医等の職務執行の準則を規則において明確にしたものであること（法第一六条、規則第二三条から第二五条まで）。

十二、雑則事項

(一) 要保護および準要保護の児童生徒医療費についての地方公共団体の援助  
地方公共団体は、その設置する義務教育諸学校の児童または生徒が伝染性または学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童または生徒の保護者で要保護者または準要保護者に該当するものに対して、その疾病の治療のための医療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとしたこと（法第一七条、令第七条および第八條）。

(二) 要保護および準要保護の児童生徒医療費についての国の補助  
国は、(一)の地方公共団体の援助に要する経費の一部を補助することができるものであること。この補助は、小学校および中学校または特殊教育諸学校（盲学校、聾学校および養護学校の小学部および中学部をいう。）の別ならびに要保護者または準要保護者の別により、文部大臣が毎年度定める児童および生徒の一人一疾病当りの医療費の平均額に、一定の算式により都道府県または市町村に配分した児童および生徒の被患者の延数をそれぞれ乗じて得た額の二分の一を限度として、地方公共団体の援助に要する経費の二分の一につ

いて行うものであること（法第一八条第一項および第三項、令第九條第一項から第三項まで、規則第二六条から第二八条まで、第二九條第一項および第三〇條第一項）。

(三) 教員結核健康診断費補助  
国は、都道府県に対し、公立の義務教育諸学校の校長および教員の結核に關する定期の健康診断に要する経費の一部を補助することができるものであること（法第一八條第二項および第三項、令第九條第四項、規則第二九條第二項および第三〇條第二項）。

(一) 保健室  
学校には、法に規定された健康診断および健康相談、救急処置等を行うため、保健室を設けるものとしたこと（法第一九條）。

(二) 保健所との連絡  
学校の設置者は、法の規定による健康診断を行う場合および法の規定による出席停止が行われ、または臨時休業が行われたときにおいては、保健所と連絡するものとしたこと。これは、健康診断を行う場合結核の有無の検査についてはエックス線検査、ツベルクリン反応陰性者等に対する予防接種等に関し保健所の協力を必要とする場合が多く、また伝染病によつて出席停止や臨時休業を行つた場合も保健所における一般公衆衛生活動との連絡が必要であるからであること（法第二〇條、令第一〇條）。

(三) 学校設置者の事務の委任  
法においては、たてまゝとして学校の設置者が行うとされた事務が

学童の栄養補給には



消化吸収よ  
き完全乳  
化  
特殊皮膜  
て効力安  
定

(学校用) 一粒中のビタミン含量  
A 3.000 国際単位  
D 300 国際単位

河合研究所  
河合製薬株式会社

東京都中野区昭和三丁目2番4号  
電話 4746  
東京都中野区野方二丁目2番4号  
電話 (38) 443-445



あるが、公立大学に關しては地方自治法（昭和二十二年法律第六七号）に、大学以外の公立学校に關しては地方教育行政の組織及び運営に關する法律（昭和三十一年法律一六二号）にそれぞれ事務の委任の規定があるもので、これらの学校に關しては、それらの法律の特別の定めによることとし、その他の国立または私立の学校については、校長に委任することができるとしたものであること（法第二一条）。

十三、附則関係事項

(一) 学校薬剤師の設置の特例  
 学校薬剤師は、法第一六条第二項の規定にかかわらず、昭和三十三年三月三十一日までの間は、置かないことができるものとされたこと（法附則第二項）。

(二) 学校教育法第一二条の改正  
 学校教育法第一二条は、全文改正され、同法が基本法であり、法はいわば同法の特別法として別に定められたものであることを明らかにした（法附則第三項）。

(三) 結核予防法第四條第四項の改正  
 従前の結核予防法（昭和二十六年法律第九六号）第四條第四項では結核予防法以外の法令による健康診断を結核予防法第四條第一項の規定により健康診断の実施義務を有する使用者、学校長又は施設の長が行つた場合においてのみその

実施義務を免除していたのであるが、今回の改正により、その対象者に対して健康診断が行われれば、学校長等の実施義務者以外の方が行つた場合においても学校長等の実施義務者が行つたものとみなしてその実施義務を免除することとしたのであつて、都道府県の教育委員会が市町村立の義務教育諸学校の校長および教員に対して結核に關する定期の健康診断を行つた場合においても、健康診断の実施義務者が健康診断を行つたものとみなされ、結核予防法において必要がないものとしたものであること（法附則第四項）。

保健主事

規則附則第五項において学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一一〇号）の一部を改正し、大学および幼稚園以外の学校に、特別の事情のある場合を除き、保健主事を置くものとす、その職務内容等を規定したこと（改正後の学校教育法施行規則第二二条の三、第五六条、第六五条および第七三条の九）。

保健主事は、学校における保健管理運営上の観点から、校長の監督を受け、学校における保健に關する事項の管理に當るものとして、小規模の学校であるなどの特別の事情がある場合を除き、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校および養護学校に置くこととしたものであること。

この保健主事は、教頭、定時制課程の主事などと同様に、学校の内部組織として置かれるものであつて、教諭をもつてあつてることになつてゐること。なお、公立学校の保健主事にあつては、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（特別区にあつては、都の教育委員会）が命ずるものであること。

関係法令の改廃

法、令および規則の施行にともなつて、関係法令に所要の改正を行い、または従前の法令を廃止した。

十四、通達の廃止

次に掲げる通達は、廃止すること。

- (1) 昭和二十九年一月一九日付文部保第九四二号初等中等教育局長通達「保健室の設備並びに学校医及び学校歯科医の職務等について」
- (2) 昭和二十九年七月一四日付文部保第四一五号初等中等教育局長通達「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定について」（学校薬剤師の設置関係）
- (3) 昭和三十一年四月一四日付文部保第二〇〇号初等中等教育局長通達「学校身体検査の実施の徹底について」
- (4) 昭和三十一年一〇月一九日付文部保第四七一号初等中等教育局長大学学術局長通達「学校身体検査における結核の健康診断の事後指導について」

実施基準も通達

文部省体育局長から

なお文部省体育局長では、右の次官通達に加えて、学校保健法施行に必要な実施基準について、六月十六日

付で局長通達により次の事項を示して、円滑な運営を要望した。

- 文部保第五五号（昭和三十三年六月十六日）
- 各都道府県教育委員会
- 各都道府県知事
- 文部省体育局長 清水 康平

学校保健法および同法施行令等の施行にともなう実施基準について（通達）

学校保健法および同法施行令の施行については、六月一六日付文部保第五四号文部事務次官通達をもつて御了知のことと存じますが、なお、法、施行令および施行規則に実施基準の定めのない事項については、下記を御参照の上、各地方各学校の実情を考慮して、同法の円滑な運営を図られるようお願いいたします。

なお、都道府県の教育委員会においては管下各市町村当局に対して、都道府県知事においては所管の私立学校に対して、この旨を御示達下さるようお願いいたします。

記

一、学校保健計画について

(一) 学校保健計画は、学校保健法、同法施行令および同法施行規則に規定された健康診断、健康相談あるいは学校環境衛生などに関することの具体的な実施計画を内容とするはもとより、同法の運営をより効果的にさせるための諸活動たとえば学校保健委員会の開催およびその活動の計画なども含むものであつて、年間計画および月間計画を立てこれを実施すべきものであること。



集団駆虫に

● 武田の駆虫薬 (2錠入)

アスカール錠

2錠中にカイニン酸5mgとサントニン50mgを含有

大阪市東区道修町 武田薬品工業株式会社

- ① 蛔虫・蟯虫・鞭虫に優れた効果を発揮する
- ② 副作用の心配がなく小児に安心して使用できる
- ③ 絶食したり、下剤をかける必要がない。
- ④ 無味・無臭なので、のみやすい。



# 学校保健法の解説

—実務指導を中心として—



文部省体育局学校保健課長 塚田 治 作 共 著  
" " 補 佐 渋谷 敬 三

## 学校保健関係者必読の指針書!!

序・推奨 文部省初等中等教育局長 内藤 誉 三 郎  
" 文 部 省 体 育 局 長 清 水 康 平  
" 財団法人日本学校保健会会長 栗 山 重 信

### 本書の内容

関係各方面の長年の要望であった学校保健法と同法施行令、施行規則がこのたび制定公布されました。  
この法律は、学校における保健管理に関する制度の全般にわたり必要な事項を規定したものであり、従来学校教育における盲点とも言われていました学校保健の画期的振興を図ろうとするものであります。  
本書は、本法律立案の衝にあたられた文部省塚田学校保健課長及び渋谷同課長補佐が、本法律の施行にあたり、教育委員会関係職員、学校長、保健主事、養護教員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師その他の関係者のために、これを如何に解釈し、運用すべきかを平易に解説した恰好の実務指導書であり、是非とも日常座右にせられて、ご熟読いただきたくおす、めいたすものであります。

特色  
一、立案担当者による唯一の権威書  
二、法律、政令、省令、通達の全般にわたる解説書  
三、平易で実務に即した解説書  
四、校長、保健主事、養護教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、教育委員会関係職員の本書の必備の書  
五、優美装幀、上製、低価格奉仕

定 価 300円 (〒24円)  
頁 数 300余頁  
大 き さ A 5 判

## 第一法規出版株式会社

発  
行  
所

本 社 東京都港区芝琴平町 31 電話 (50) 代表 3436  
支 社 長野市岡田町 176 電話 代表 4901  
大 阪 市 西 区 阿 波 堀 通 2ノ34 電話 (53) 2341  
営 業 所 札幌・仙台・名古屋・広島・高松・福岡

裏面添付申込書により  
今すぐお申し込み下さい。



# 目 次

<p><b>第三章 伝染病の子防</b></p> <p>四 健康相談</p> <p>(4) 臨時の健康診断</p> <p>(3)(2)(1) 定期の健康診断</p> <p>市町村立の義務教育諸学校の校長及び教員の</p>	<p><b>第二章 健康診断及び健康相談</b></p> <p>一 就学時の健康診断</p> <p>(2)(1) 概説</p> <p>対象者及び保護者への通知</p> <p>(3) 時期、検査の項目、方法及び技術的基準、健康診断票</p> <p>(4) 事後措置</p> <p>二 児童、生徒、学生及び幼児の健康診断</p> <p>(2)(1) 概説</p> <p>定期の健康診断、時期、検査の項目、方法及び技術的基準、健康診断票</p> <p>(4)(3) 事後措置</p> <p>(3) 臨時の健康診断</p> <p>三 職員</p> <p>(1) 概説</p> <p>(2)(1) 定期の健康診断</p> <p>市町村立の義務教育諸学校の校長及び教員の</p>	<p><b>序章</b></p> <p>一 学校保健の沿革</p> <p>二 本法制定の趣旨</p> <p>三 本法の概要</p> <p><b>第一章 総 則</b></p> <p>一 この法律の目的</p> <p>二 学校保健計画</p> <p>三 学校環境衛生</p> <p><b>第二章 健康診断及び健康相談</b></p> <p>一 就学時の健康診断</p> <p>(2)(1) 概説</p> <p>対象者及び保護者への通知</p> <p>(3) 時期、検査の項目、方法及び技術的基準、健康診断票</p> <p>(4) 事後措置</p> <p>二 児童、生徒、学生及び幼児の健康診断</p> <p>(2)(1) 概説</p> <p>定期の健康診断、時期、検査の項目、方法及び技術的基準、健康診断票</p> <p>(4)(3) 事後措置</p> <p>(3) 臨時の健康診断</p> <p>三 職員</p> <p>(1) 概説</p> <p>(2)(1) 定期の健康診断</p> <p>市町村立の義務教育諸学校の校長及び教員の</p>
<p><b>第八章 本法と他の関係法</b></p> <p>一 この法律の施行期日</p> <p>二 学校薬剤師の設置の特例</p> <p>三 学校教育法等関係法律の一部改正</p>	<p><b>第六章 雑 則</b></p> <p>一 保健室</p> <p>二 保健所との連絡</p> <p>三 学校の設置者の事務の委任</p> <p><b>第七章 附則関係</b></p> <p>一 この法律の施行期日</p> <p>二 学校薬剤師の設置の特例</p> <p>三 学校教育法等関係法律の一部改正</p>	<p><b>第四章 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師</b></p> <p>一 学校保健技師</p> <p>二 学校医</p> <p>三 学校歯科医</p> <p>四 学校薬剤師</p> <p><b>第五章 地方公共団体の援助及び国の補助</b></p> <p>一 要保護及び要保護児童生徒医療費についての地方公共団体の援助</p> <p>二 要保護及び要保護児童生徒医療費についての国の補助</p> <p>三 教員結核健康診断費についての国の補助</p> <p><b>第九章 律との関係</b></p> <p>一 本法と学校教育法その他の教育関係法規との関係</p> <p>二 本法と一般公衆衛生法規その他の法規との関係</p>
<p>(5) 諸外国の学校保健事情</p> <p>(4) 学校保健関係実態計数資料</p> <p>(3) 学校保健に関する立法措置についての答申、決議要望等</p> <p>(2) 学校保健法案の国会審議の状況及び附帯決議</p> <p>(1) 学校保健法案の文部大臣提案理由及び提案理由補足説明</p>	<p><b>附 録</b></p> <p>一 資料</p> <p>(1) 学校保健法案の国会審議の状況及び附帯決議</p> <p>(2) 学校保健法案の文部大臣提案理由及び提案理由補足説明</p> <p>(3) 学校保健に関する立法措置についての答申、決議要望等</p> <p>(4) 学校保健関係実態計数資料</p> <p>(5) 諸外国の学校保健事情</p>	<p><b>第九 章 学校における保健管理と校長、保健主事、養護教員、一般教員</b></p> <p>一 校長</p> <p>二 保健主事</p> <p>三 養護教員</p> <p>四 一般教員</p>

## 申 込 書

学校保健法の解説 定価 300円(〒24円) 部

上記購読申し込みます

昭和33年      月      日

第一法規出版株式会社 御中

御住所

御芳名





(4) 年間計画は、おおむね次に掲げる事項についての時期、準備、運営等に関する具体的実施計画とすること。

(1) 法第六条の児童、生徒、学生および幼児の定期または臨時の健康診断

(2) 法第七条の健康診断の結果に基く事後措置

(3) 学校における伝染病および食中毒の予防措置

(4) 学校の環境衛生検査

(5) 学校の施設および設備の衛生的改善

(6) 大掃除

(7) 夏季保健施設の開催

(8) その他必要な事項

(4) 月間計画は、おおむね次に掲げる事項についての具体的実施計画とすること。

(1) 法第一条の健康相談

(2) 学校内の清潔検査

(3) 児童、生徒または幼児の身体および衣服の清潔検査

(4) 体重の検査

(5) 学校保健委員会などの開催および運営

(6) その他必要な事項

(2) 学校保健計画を立て、および実施するにあたっては、学校保健委員会の意見を聞き、また学校における保健管理と保健教育との関係の調整を図り、いつそう成果があるように努めることが必要であること。

(3) 学校保健計画の実施にあたっては、学校の職員の責任分担を明確にし、その円滑な実施を図ることが必要であること。

二、学校環境衛生について

(4) 学校においては、学校環境衛生に關し、おおむね次に掲げる事項について、毎学年又は毎学期定期に、または必要に応じ臨時に、検査を行うことが適当であり、その結果環境衛生上不適当なものがあるときは、すみやかにその改善を図らなければならないものであること。

(1) 学校における飲料水および用水。

(2) 教室その他学校における空気ならびに暖房および換気方法。

(3) 教室その他学校における採光および照明。

(4) 井戸および便所などの構造および周囲の状況。

(5) 学校給食用の食品および器具の衛生。

(6) その他必要な事項。

(2) 学校においては、日常、校舎特に教室の換気、採光、照明および保温を適切に行うよう注意し、その好適状態の維持に努めることが必要であること。

(3) 学校においては、校地、運動場校舎等の清潔を常に保つため、次に掲げる清潔方法を実施することが必要であること。

(4) 日常清潔方法 毎授業日に行う。

(5) 定期清潔方法 毎学期少くとも一回大掃除を行う。

(6) 臨時清潔方法 水びたしその他の災害の場合ならびに運動会学芸会等の学校行事および公衆の集合等によつて不潔となつた場合に行う。

三、健康相談について

法第一条の健康相談は、次に

掲げるような者を対象として、実施するものであること。

(1) 健康診断の結果、継続的な観察および指導を必要とする者。

(2) 日常の健康観察の結果、継続的な観察および指導を必要とする者。

(3) 病氣欠席勝ちである者。

(4) 児童、生徒等で自らが心身の異常に気付いた健康相談の必要を認められた者。

(5) 保護者が当該児童、生徒等の状態から健康相談の必要を認められた者。

(6) 修学旅行、遠足、運動会、対外運動競技等の学校行事への参加の場合において必要と認められる者。

(4) 健康相談は校長が学校医または学校歯科医に行わせ、健康相談には担任の教員が立ち合うものとし、必要に応じ保護者も立ち合うことが適当であること。

(5) 健康相談は、毎月定期的に、および必要があるときは臨時に、時刻を定めて行うこととし、保健室において行うものとする。

四、保健室について

(4) 保健室は、法第十九条の規定により、健康診断、健康相談、救急処置等を行うため設けられるものであるから、これに応じた設備をすることが必要であること。

(5) 保健室は、使用に便利で通風、採光の良好な位置に設け、暖房設備をすることが適当であること。

(6) 保健室には、最低別紙の備品を備えることが適当であるが、備品の品目および数量は、学校の種別規模等に応じて適宜定めるものとし、品目によつては、たとえばオートメーターのようなものについては教員兼用としてもさしつかえないものであること。

(7) 別紙II保健室の備品(紙面の都合により次号に掲載致します。御了承願います)

また放射能雨降る

最近放射能雨は、非常に減つて来ているが、七月三日東京都内の降雨について検査したところ二〇〇〇カウントを数えて、都民を驚かせたが、これはアメリカの原爆実験によるものと見られている。

文部省学校保健課長塚田治作  
同課長補佐 渋谷敬三 共著

実務指導を中心として

学校保健法の解説

本書は、従来学校教育における盲点とも言われていた学校保健の画期的振興を図ろうとする学校保健法の制定実施に当り本法立案の衝にあつた塚田課長、渋谷課長補佐が、学校保健関係者のため平易に解説した実務指導書であり、是非座右におかれない名著である。

A5・三〇〇余頁、定価三〇〇円(千二百四円)

御申込は第一法規出版株式会社(東京都港区芝罘平町三二)

ニチバンの絆創膏

東京 大阪

日神薬品工業株式会社

のみやすい

小粒で甘い総合ビタミン

強力 ビタベビー

第一製薬 東京日本橋

100錠 300円 300錠 750円

他に大量包装あり

ニチバンの絆創膏

東京 大阪

日神薬品工業株式会社



# 食中毒などの予防を要望

## 文部省体育局長から注意を通達

文部省体育局長では、学校における赤痢、食中毒等の予防について六月廿三日付局長通達(文体保第六二二号)をもつて、各都道府県教育委員会、各都道府県知事、国立高等学校長並に附属学校を有する国立大学長に対し次のような注意事項を示し、予防対策に万全を期すよう要望した。

- 一、給水施設、学校給食施設、便所等の施設、設備の衛生状態を再検討し、環境衛生上不備の点があるときはすみやかに改善を図ること
- 二、井戸水を使用している場合には、水質検査を行うようつとめること

- 三、学校給食については、とくに調理従事者の手洗いを励行させるほか、毎月一回検便、健康診断を行うようつとめ、また、学校給食用食品の購入、保存、調理等について注意すること
- 三、学校においては、学級ごとに毎日の児童、生徒又は幼児の欠席率に注意し、平常の欠席率より急速

に高くなつた学級があるときは、その原因を調べ、赤痢・食中毒患者の早期発見につとめること。

四、児童生徒に対しては、夏季に多い赤痢・食中毒の予防について指導し、とくに日常生活において食前、用便後、および作業や運動後の手洗いを励行するよう指導すること。

なお、農村においては、有機燐製剤による危害発生も少くないので、児童、生徒又は幼児の同割撤布地域への立入および附近の河川

# 学校安全と重大災害の実例

における遊泳の禁止について適切な指導をするようつとめられたい(備考)

一、昭和三十三年六月二十六日付文部省初等中等教育局長・文部省管理局長通達

二、昭和三十一年六月十九日付文部省第二五〇号「学校給食における食品衛生について」文部省管理局長・文部省初等中等教育局長通達

三、昭和三十一年四月十三日付文部省第一九四号「学校における伝染病発生の状況報告について」文部省初等中等教育局長通達

去る六月十日山陰線八木一十代川間の川開踏切で、京都府亀岡小学校児童をのせたバスが列車と衝突して、児童二名死亡、二十七名重傷、五十七名が軽傷をおつた。

これまでに社会問題になつた児童生徒の傷害は修学旅行の關係もあつて、五月から十月にまたがつている。ここに再録して参考に供しよう。

三、学校においては、学級ごとに毎日の児童、生徒又は幼児の欠席率に注意し、平常の欠席率より急速

# 晴れの受賞

奥村副会長  
岩原理事長



財団法人日本学校保健会副会長 奥村鶴吉(写真上) 同副会長 兼理事長岩原拓(写真下)の両氏は長年教育事業につくしたので、去る五月三日、それぞれ藍授褒章を授与された。

して沈没し、修学旅行のため乗船していた四の小学校の児童生徒三百四十九名のうち、九十九名が死亡し、その他に教員四名、父兄三名も死亡した。

四、岩手県下バス転落事件 昭和三十年五月十四日、岩手県北上市飯豊町の飯豊橋で松島方面修学旅行の帰途のバスが自転車を避けようとして橋上より川に転落し、死亡者八名、負傷者十名を出した。

五、参宮線列車事故 昭和三十一年十月十五日、参宮線六軒駅に進入してきた二百四十三列車が脱線転覆し、これに二百四十六列車が接触したため、修学旅行のため乗車中の坂戸高等学校生徒二十六名死亡、十六名負傷、同土浦高等学校生徒二十二名が負傷した。

以上の重大な事故災害は学校安全についての強い関心をひき起し、傷害補償への要望も強化された。

## 学校安全会の動向

すなわち各県において学校安全会が相次いで発足し、また発足しつつあつて、学校安全への活動が向上しているが、県単位で成立している学校安全会は長野、静岡、富山、愛知、岐阜、三重、鳥根、福岡、宮崎、高知であり、栃木、石川、岡山、広島では県の一部で安全会がつくられている。また山口県その他では目下準備中とのことである。児童生徒の傷害補償も、しだいに実際の上で全国的な動きになりつつあるわけで、これが法制化こそ、学校保健関係者にとつて、学校保健法に次ぐ大きな問題である。



頭痛・歯痛・感冒  
神経痛・生理痛等  
痛みはすぐにストップ  
気分はサッパリします



(包装) 10錠 100円・20錠 180円・100錠 700円  
製造 グレラン製薬・販売 武田薬品工業

## プールの消毒は

優秀な関東電化の  
“高度晒粉”を

有効塩素60%以上  
東京都学校保健会推薦  
ビニール塗装20kg入

東京都中央区日本橋本町四ノ十四番地  
総代理店 株式会社 千葉服馬商店  
電話茅場町 (66) 3475. 4593. 4892. 8458 番



学校保健用品  
推せん公告

日本学校保健会

本会学校保健用品推せん規程により今般次の推せん状を交付した。

第十七号

推せん状

東京都台東区御徒町三丁目一番地

株式会社 山越製作所

一、品名 KYS小型オジオメータ M-6型

二、規格及び形状(左記)  
三、主たる性能及び特徴(左記)  
四、価格 二八、〇〇〇円

昭和三十三年六月五日

財団法人 日本学校保健会

理事長 岩原 拓

規格及び形状

電源 交流85~100V50C-S60C S

周波数 500' 1000' 10000' 50000'

気導 最大値90dB 最小値-10dB  
大きさ及び重量 180×300×160mm  
約51kg

主たる性能及び特徴

一、検者が周波数を切換えて減衰器を操作し、被検者の応答を求めて計測することもでき、同時に被検者自身に押ボタンスイッチを操作させて連続周波数聴聞の自動記録を行うこともできる。

二、この記録は連続周波数ばかりでなく、任意の固定周波数について行えるから、聴力の時間的変動や強さの弁別閾の精密計測に便利である。

三、記録せしめる際、任意な時に固定減衰を附加することができるの

で偽聴の看破が行える。また特に鋭敏な正常耳についても、30dB迄の計測が可能である。

四、温度・湿度・電源等の変動に対して常に良好に動作し、永年の使用が可能である。

五、本器の使用は聴力計測に無経験の者でも立派に行え、使用方法の如何によつては、漸新な研究をも行える点が特に注目されておる。

第十八号

推せん状

一、品名 イオンブラシ、ライオン子供用(電気菌刷子)

二、規格、形状及び特徴

ハンドルの中に乾電池を装置し、イオン交換の作用に依つて歯齦中に含まれたる弗素を歯のエナメル質に浸透させムシ菌と膿漏及び歯齦炎等の予防に効果あらしめる。

三、生産者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋堀留町二丁目九番地 ライオン歯刷牙子株式会社

四、販売者の住所及び氏名  
東京都中央区日本橋堀留町二丁目九番地 ライオン歯磨株式会社

五、価格 一本二〇〇円

右記の品は学校保健上適切なものとして推せんする。

昭和三十三年六月五日

財団法人 日本学校保健会

第十九号

推せん状

一、品名 ライオンF  
二、組成 本品はアルキルベンゾール(石油系)を原料とした中性の合成洗剤である。

三、性質及び特長(左記)  
四、包装及び価格(左記)

五、生産者の住所及び氏名(左記)  
六、販売者の住所及び氏名(左記)  
右記の品は学校保健上適切なものとして推せんする。

昭和三十三年六月五日

財団法人 日本学校保健会

理事長 岩原 拓

性質及び特長  
1、石油系中性洗剤にして水に透明に溶解、その水溶液は中性、無臭無味である。  
2、飲食用器具類の洗浄に使用する場合、その実質を害せず、かつ洗浄効果が極めて顕著であり、特に学校給食において食器類の洗浄用として優れたものと認められる。  
3、野菜、果実等の洗浄に使用する場合、その実質を害せず、蛔虫卵の除菌に優れた効果を現わす。  
4、毒性を有せず有害な不純物を含有しない。

包装及び価格

包装	内容	価格	荷	姿	対
円筒形	800瓦	50	四本	三本	業務用
円筒形	1000瓦	100	三箱	三箱	業務用
ボイル箱	一箱	200	三箱	六箱	業務用
ボイル箱	一箱	200	三箱	六箱	家庭用

生産者の住所及び氏名  
東京都江戸川区平井三ノ二三九七  
ライオン油脂株式会社

販売者の住所及び氏名  
東京都中央区京橋八丁堀一ノ二  
ライオン油脂株式会社営業所

・大阪市西区土佐堀通り二ノ三二  
ライオン油脂株式会社大阪出張所  
・札幌市北一条西五ノ二  
ライオン油脂株式会社札幌出張所  
・小倉市東港町三ノ二  
ライオン油脂株式会社九州出張所

第二十号

推せん状

東京都豊島区池袋一丁目八三六  
日本教学工業株式会社

一、品名 教学チヨウキク(登録商標)  
炭酸カルシウム四六五号

二、規格 JIS 9009 九六%以上含有(製法・特許)

三、形状 円柱形

四、主たる性能及び特徴(左記)

右記の品は学校保健上適切なものとして推せんする。  
昭和三十三年六月五日

財団法人 日本学校保健会

理事長 岩原 拓

性能及び特徴

1、保健衛生上無害である。純炭酸カルシウム九六%以上を含有し、有害性金属の反応を認めない。

2、経済的である。質が緻密で磨滅度が少く、石膏(硫酸カルシウム)に比較し、約三倍の使用に堪える。

3、皮膚や衣類を汚さない。(書く手にも容易に付着しない。多少の汚れも容易に払い落とすことが出来る。殊に色のついた場合、水で洗えば洗い落せる。粉末の飛散が極めて少ない。)

54、包装  
色は白、赤、黄、青、緑、紫、黒

体位を向上させる!



大正製薬

ビタリゲン

高単位総合ビタミン剤

東京都豊島区 大正製薬株式会社



# 地方だより

## 関東甲信越静学校 保健大会

昭和三十三年度関東甲信越静学校保健大会は、六月十四日から三日間、東京九段の九段会館で開かれた。待望の学校保健法成立後の初の大会だけに参加者も今までにない多数で千五百名を超す盛会であった。

第一日は、開会式につづいて全体協議会が開かれ(1)就学前健康診断の法制化について(2)児童生徒並びに教職員の結核検診について(3)保健室整備について(4)学校医、学校歯科医、学校薬剤師の地位とその職務について(5)学校管理下における児童生徒の災害補償についての五項について極めて熱心な討議が行われた。引続いて午後は東京教育大教授上武正二氏の「学校における精神衛生」と題する特別講演が行われたあと、職域別協議会が開かれ、いずれの部会も極めて盛会のうちに熱心な研究討議が展開された。

第二日は、九段会館周辺の各会場に別れて七分科会が持たれ、十一班にわたって研究発表及び協議が行われた。引続いて午後は、全体協議会で分科会の報告があつて、議事一切を終え、第三日の観光、学校視察を残して盛会裡に閉会式を行い、散会した。

各分科会の座長、並びに指導助言者は次のとおりであった。  
第一分科会(行政組織) Ⅱ座長長倉邦雄、徳武与吉郎、指導助言者

高橋輝良、第二分科会(健康管理) 第一班座長武田良三郎、石浜文郷、指導助言者湯浅謙而、第二班座長渡辺キヨ、平山義重、指導助言者渡辺健夫、第三分科会(学校環境) Ⅱ座長小林泰朔、斎藤徳次郎、指導助言者可児重一、第四分科会(健康教育) Ⅱ座長中西祐三郎、平野栄司、指導助言者東福寺篤、第五分科会(疾病予防) Ⅱ第一班座長花岡信男、鈴木憲一、指導助言者武光多四郎、第二班座長岩尾泰次郎、鳥山数衛、指導助言者本間滋、第三班座長、地挽鐘雄、鮎沢嘉雄、指導助言者竹内光春、第四班座長那須基、三田弘、指導助言者内田早苗、第六分科会(学校安全) Ⅱ座長小山田三郎、黒沢得男、指導助言者荷見秋次郎、第七分科会(特殊教育) Ⅱ座長白倉文件、堀池敬、指導助言者小杉長平。

### 九州ブロック学校 保健研究協議大会

学校保健法制定を機会に、この法律の運営上の諸問題を研究討議し、学校保健の振興を計ろうという趣旨のもとに九州ブロック各県教育委員会、各県学校保健会、福岡市教育委員会並びに福岡市学校保健会の主催文部省、日本学校保健会、福岡県学校給食会並びに西日本新聞社後援により第九回九州ブロック学校保健研究協議大会が、来る八月七日から九日まで、福岡市九州大学医学部を会場として開催される。

この大会の参加者は、学校長(幼稚園園長)保健主事、保健教育担当教師、養護教諭、一般教師(幼稚園保育母)学校給食関係者、学校医、学校

歯科医、学校薬剤師、PTA、教育委員会関係者、学校保健団体関係者並びに県市町村保健関係者その他の保健関係者であつて、「学校保健法にそつた学校保健の円滑な運営はどのようにしたらよいか」を中心議題として研究討議が行われる予定であるが、極めて盛会が期待されている。なお日程及び大会要項は次のとおりである。

#### △日程

八月七日(開会式、研究発表、分科協議会)

八月八日(パネルディスカッション、特別講演、分科会報告、全体会議、閉会式)

八月九日(学校視察)

△パネルディスカッション

1、講師 大分県(保健行政代表)長崎県(学校長代表)、鹿児島県(保健主事代表)、宮崎県(学校医代表)、熊本県(養護教諭代表)、佐賀県(PTA代表)、福岡県:司会

2、議題 児童生徒から寄生虫(釣虫・回虫)をなくすにはどうすればよいか。

#### △分科協議会

第一部会(小学校) 保健教育、第二部会(中学校) 保健教育、第三部会健康管理、第四部会学校環境、第五部会学校保健組織、第六部会学校給食

なお、大会前日の八月六日には午後一時から三時まで運営委員会が開かれる。また大会についての連絡先は、次のとおり。

福岡市西中州福岡県教育庁内第九回九州ブロック学校保健協議大会事務局

### 東北地区学校保健大会

東北地区学校保健大会は、去る六月二十一日午前八時から、山形市の山形県医師会館で青森、岩手、秋田、宮城、福島、新潟、山形の各県学校保健関係者多数が参加して盛大に開催された。当日は、日本学校保健会々長栗山重信氏の特別講演のほか、二十二題に及ぶ研究発表が行われ、また「児童生徒の健康管理はどうあるべきか」についてのシンポジウムが行われた。

### 五大都市学校保健協議会

第九回五大都市学校保健協議会は去る六月六、七の両日横浜市のニューグランドホテルで開かれた。

第一日は全体会議と杉崎三郎氏の特別講演があつてから、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、PTA、学校長、保健主事、養護教諭、市教委の八部門に別れての第一分科協議会が開かれ、また第二日は、学校保健の組織活動、健康教育、健康管理の三部門にわたる第二分科会が開かれ、いずれも極めて熱心な討議が行われた。

### 第五回日本学校保健学会

第五回日本学校保健学会は、来る十月四、五の両日、仙台市の東北大学医学部中央講堂で開かれるが、北海道学芸大学長武田一郎氏の特別講演が予定されている。なお研究発表を希望する向きは来る七月三十一日まで東北大学医学部衛生学教室(仙台市北四番丁)に申込みこと。また旅館の世話も同教室で行つていから、希望者はその旨申込みとよい。

お子さまにはコレを!

歯そのものを強くする歯磨てす

こどもライオンには特にのび盛りのお子様の歯に有効なフッ素を配合してあります。ムシ歯を防ぐことはもちろん歯そのものを強くします。

...クリームはみがき...

こどもライオン

30円

T116

